

(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所

## 運 営 規 程

株式会社 エムリンク札幌

グループホーム 夢ふうせん やわらぎ

(目的)

第1条 この規程は、株式会社エムリンク札幌が行う指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所）（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援及び要介護と認定された高齢者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護サービス（介護予防認知症対応型共同生活介護サービス）（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所が提供するサービスを利用する高齢者（以下「利用者」という。）が事業所において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援を行う。

2 サービスの提供にあたっては、厚真町、地域包括支援センター及び地域や関係機関との綿密な連携を図り、サービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称 グループホーム 夢ふうせん やわらぎ  
所在地 北海道勇払郡厚真町字本郷236番地6

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の業務を掌握し、従業者を指揮監督する。

(2) 計画作成担当者 1名

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡調整を行う。

(3) 介護従業者 8名以上

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第5条 利用定員は、9名とする。

(指定認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の内容は、次の通りとする。

(1) 入浴、排せつ、食事、着替え等の介助

(2) 日常生活上の世話

(3) 日常生活の中での機能訓練

#### (4) 相談、援助

(指定認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を十分に把握し、個別に指定認知症対応型共同生活介護計画（指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。））を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更の際には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいた各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(利用者負担額等)

第8条 事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の利用者負担額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とする。なお、当該指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 2 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けることとする。なお、月の途中における入居又は退居については、日割り計算とする。

(1) 家賃 月額 12,000円

(2) 光熱水費 月額 17,000円

(3) 食材料費 月額 27,000円

(4) その他日常生活において、通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用 実費

- 3 第2項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者又はその家族等の同意を得なければならない。

(入居にあたっての留意事項)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の対象者は、要支援または要介護者であって認知症の状態にあり、且つ、次の各号を満たすものであること。

(1) 入居に際しては、主治医の診断書を提出すること

(2) 利用者は努めて健康に留意すること

(3) 健康状態に異常があるときは、その旨申し出ること

(4) 食事その他家事等には、可能な限り協力すること

(5) 定められた場所以外及び時間以外に、喫煙又は飲酒をしてはならない

(6) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけてはならない

- (7)浴室を利用する際には、その旨申し出ること
- (8)第15条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること

- 2 入居後、利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居しなければならない。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

- 第10条 本事業の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
- 2 従事者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

- 第11条 利用者からの苦情に対して、迅速且つ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

- 第12条 利用者に対するサービス提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のため、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

- 第13条 指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）を提供するに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時等における対応)

- 第14条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた場合は、主治医又は協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

- 第15条 非常災害が発生した場合は、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連絡方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り避難訓練を行う。
  - 3 事業所は、訓練の実施に当たって地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(運営推進会議)

第16条 地域に密着し開かれた事業所運営を図り、且つ提供するサービスの質の向上を目的に、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町職員又は地域包括支援センター職員及び認知症対応型共同生活介護に知見を有する者等により構成する。
- 3 運営推進会議の開催は、概ね2ヶ月に1回以上とする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営についての事項)

第18条 従業者の質の向上を図るため、次の通り研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 研修プログラム 年8回実施(予定)

研修に参加出来なかった従業者に対しては、事業所内で参加した従業者による事業所内研修を実施することで、資質向上に努める。

- 2 事業所は、この事業を行うためケース記録、利用者負担金等収納簿、その他必要な記録、帳簿を整理する。
- 3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第19条 事業所は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

第20条 事業所は、すべての従業者等に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該

業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

第22条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。